

【夜間(時間外)・休日・病児保育への保育料補助制度】

2022年6月1日(第1版)

【目的】

多様化する働き方に対応するため、両親ともに勤務せざるをえない夜間(時間外)・休日・病児保育などのニーズが高まっています。本補助制度は、夜間(時間外)・休日・病児保育の保育料をサポートすることが目的です。

【対象】

- 1) 東京医科大学医学部医学科同窓会会員で、当年会費を納入している方が対象です。性別は問いません。
- 2) 現在、常勤であっても非常勤であっても、保育中に両親ともに勤務していたことが条件です。
- 3) 申請者あるいは配偶者が育児休暇を取得していた期間内の場合は、申請の対象外です。

【補助金に関して】

保育料補助の上限は、会員1人あたり年間3万円を上限とします。年間の予算を超える申請があった場合には、3万円未満のこともあります。

【申請期間】

申請は、年度末(3月末日)までの1年間に夜間(時間外)・休日・病児保育を必要とした日時と保育時間の証明書および領収書を、翌年度の5月末日までに同窓会事務局まで申請書とともに提出してください。

【注意点】

両親ともに申請の有資格者であっても、保育対象者1人に対して1回あたり1つの領収書のみが有効です。複数の保育対象者あるいは複数回の保育の場合、それぞれの領収書が両親のどちらからの申請であるのかを明らかにする必要があります。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく問い合わせください。

東京医科大学同窓会事務局 ☎03-3342-6222 内線5375